

「人・農地プラン」は「未来の設計図」です。

全国的に農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。このような、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

このため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」が「人・農地プラン」です。

- 新規就農者への支援
農業を始めた方に対して、給付金を給付する支援があります。
- 農地集積への支援
農地を出す方へ農地集積協力を交付します。
- 農地を出す方は、販売農

人・農地プランに参加するメリット

- 「人・農地プラン」に参加するメリットは、次のようなものがあります。
- 新規就農者への支援
農業を始めた方に対して、給付金を給付する支援があります。
- 農地集積への支援
農地を出す方へ農地集積協力を交付します。
- 農地を出す方は、販売農

志布志市の現状

本市においては、5つのプランが策定されています。「有明地域」、「志布志地域」、「松山地域」、「有明町の「野井倉下段地域」、志布志町の「上門地域」です。



また、今年の6月には農地に関するアンケート調査を実施しており、先日は、

問い合わせ先
農政課 農政係
TEL 474-1111
(内線427)



重度心身障害者医療費助成について

重度心身障害者医療費助成とは
重度心身障害者の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者の福祉の向上に資するため、重度心身障害者が保険診療による医療を受けた医療費の自己負担分を助成する制度です。



- ◆ 助成対象者
本市に住所を有する方で（本市から他の市町村に設置されている社会福祉施設等に入所している重度心身障害者を含む）障害程度が次に該当する方
① 身体障害者手帳の所持者で、1級・2級と判定された者
② 療育手帳の所持者で、A1・A2又は、知能指数35以下と判定された者
③ 身体障害者の所持者で、3級と判定された者で、かつ療育手帳の所持者で、

知能指数が50以下と判定された者

申請方法
助成を受けるには事前に登録申請をし、「重度心身障害者医療費助成金受給者証」の交付を受ける必要があります。

支給申請は、支給申請書に氏名、住所等必要事項を記入し、医療機関の証明をもらうか、領収書を添付して申請してください。その際、申請書は一月を単位に医療機関ごとに提出してください。ただし、領収書は氏名、診療月、点数、金額が明記されており、領収印のあるものとなります。

- ◆ 注意事項
● 受給者証の内容が変更になった場合は、市役所福祉課までお届けください。
● 高額療養費制度に該当する分は、高額療養費の差し引き後に支払います。

軽度・中等度難聴児補聴器助成事業がスタートしました

処方箋により調剤薬局で支払いをした薬代についても、助成の対象になります。

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

助成対象者

- ① 18歳未満で次の要件をすべて満たしていること
- ② 志布志市内に住所があること
- ③ 両耳の聴力レベルが、30デシベル以上70デシベル未満
- ④ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると、法に規定する耳鼻咽喉科の指定医師から判断されていること

助成額

基準価格又は補聴器の購入に要した費用のいずれか低い方の3分の2（自己負担3分の1）

福祉タクシーを御存じですか？

市では、自動車がなく日用品の購入、通院等に不便な高齢者等の交通手段を確保し、移動の利便性の向上を図ることを目的に福祉タクシーを運行しています。

運行日

月曜日～金曜日（ただし土・日・祝祭日と、12月30日～1月2日は運休です）

利用できる方

- ① 70歳以上の方
- ② 身体の障害等により自動車の運転が困難と認められる方など

利用の仕方

- 志布志市への登録（お電話でも可能です）
- ※旧町ごとの登録となりますので各支所へご連絡ください。

ください。

登録証交付



直接タクシー会社へ電話予約

◆ 利用の範囲
それぞれ旧町単位での運行となります。

ただし、松山地域と有明地域は11月から週1便、志布志方面へ試行的に運行します。

それぞれの内容について詳しくは左記までお問い合わせください。

問い合わせ先

- 福祉課 社会福祉係
TEL 474-1111
- 松山支所 市民課 福祉係
TEL 487-2111
- 志布志支所 福祉課 福祉係
TEL 472-1111

今後の取り組み

この結果を元に農地集積化などに向けての取り組み等を確認しました。

「野井倉下段地区」では、農地の基盤整備を実施したこともあり、昨年度プラン作成に向けて話し合いを開始しました。市も話し合いに参加し、農地の出し手、受け手を含めたプランを作成しました。現在は、地区内で継続的に話し合い活動を実施しています。

野井倉下段地区の取り組み

今後は、野井倉下段地区でのノウハウを活かして話し合い活動のできる地域を市内各地へ広げていきたいと考えています。プラン作成に伴う話し合い活動を希望される地域の方はご連絡をください。市として話し合い活動が円滑に進んでいくように様々な支援を行っていきます。